

令和3年度
旭川市立東町小学校
学校いじめ防止基本方針



平成26年4月
(令和3年4月 改定)

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。

本校では、これまでも、全ての児童がいじめを絶対に許さず、良好な人間関係の下、日々の学習や活動に意欲的に取り組むことができるよう、全教職員が一致協力して「いじめのない楽しい学校づくり」に最大限努力してきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「北海道いじめ防止基本方針」及び「旭川市いじめ防止基本方針」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」といいます。）では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。など

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童一人一人を大切にしたい授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情

(1) いじめについて

本校において、「いじめに関する調査」アンケートを、令和2年6月及び10月に実施しました。

そのアンケートを基に、担任は児童と面談を行いました。昨年度の本校の新規いじめ認知件数は0件でした。

本校では、教職員の共通理解を基に「いじめに向かわない態度・能力の育成」「自己有用感や自己肯定感を育む指導」「児童自らがいじめの未然防止について考え取り組む指導」を行っています。また、児童が主体となった取組（「いじめ撲滅集会」など）も引き続き推進していきます。

今後もこれらを継続して取り組み、いじめの未然防止及び早期発見、対処を行っていきます。

(2) アンケートより

前出の「いじめ問題に関する調査」において、児童の実態を表す有用な2項目の結果は以下の通りです。

○いじめはどんな理由があっても許されないと思う児童数 206名/225名（91.6%）

○嫌な思いをした時、だれにも相談しないと答えた児童数 17名/225名（7.6%）

令和1年度調査と比較して、「いじめはどんな理由があっても許されない」は、横ばい状態です。今後も、道徳の時間および日常の指導において、個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進します。加えて、児童一人一人がかげがえのない生命を有し、児童自身が生きることの素晴らしさや喜びを感じることができるように指導していきます。

また、「嫌な思いをした時、だれにも相談しない」児童は、令和1年度は1割程度存在しましたが、僅かですが減少しました。今後も、誰かに相談する必要性や大切さを、引き続き指導していきます。

以上の結果を踏まえ、いじめの解決へ向けて、全教育活動を通して、児童一人一人が、自分の居場所を感じられる学級経営に努め、児童との信頼関係を深めます。

また、積極的にいじめを認知し、いじめは「どこでも起こりうる」という認識に立ち、早期発見に努めます。いじめが確認された場合はいじめ防止対策推進委員会を中心に、直ちにいじめを受けた児童の安全・安心を確保します。

2 児童が主体となった取組の推進

本校では、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめ防止の活動に取り組みます。

- 児童会を中心に、いじめの問題等について話し合い、自校の実態に応じた、学校いじめ防止基本方針（児童版）を策定する。
- 児童会を中心とした「いじめ撲滅集会」を実施し、全ての児童が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるようにします。

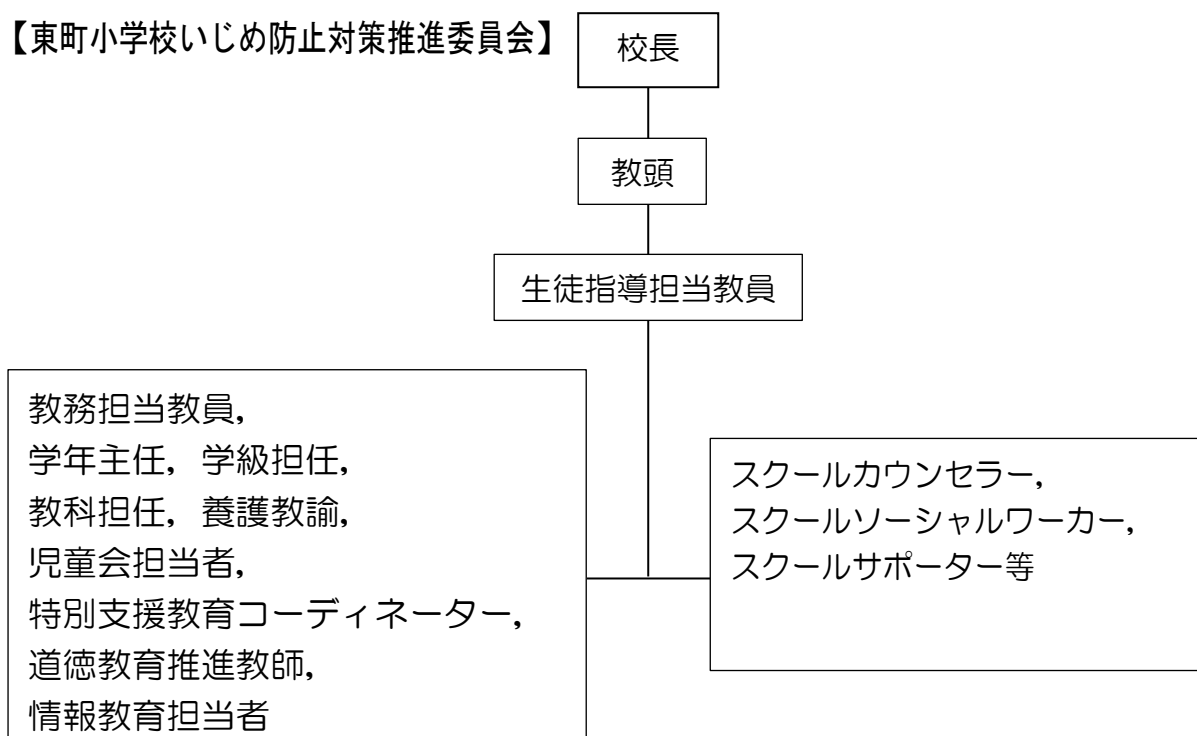
3 学校いじめ対策組織の設置

（１）学校いじめ対策組織の構成

本校では、いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。

そのため、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員等による常設の学校いじめ対策組織である「いじめ防止対策推進委員会」を設置します。いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成や実施の際に、児童や保護者の代表、地域住民の代表として学校評議員などを加えて組織を構成し、いじめへの対処等は、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察官経験者）などの外部専門家等を加え、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。

【東町小学校いじめ防止対策推進委員会】



(2) いじめ防止対策推進委員会の役割

①未然防止

ア) いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

②早期発見・事案対処

ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口

イ) いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

ウ) いじめに関わる情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を

エ) いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体

③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

ア) 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正

イ) いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施

ウ) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直し

4 いじめ防止の取組

(1) いじめについての共通理解

ア) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図る。

イ) いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、児童用「学校いじめ防止基本方針」を作成し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、児童が容易に理解できるような取組を進める。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

ア) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育む取組を進める。

イ) 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てる。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

ア) いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努める。

イ) 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- ア) 教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高めるよう努める。
- イ) 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努める。
- ウ) 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進める。

※1 自己有用感…他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受け止められる感情

※2 自己肯定感…「自分はよいところがある」、「自分は〇〇ができる」など、自らを積極的に評価できる感情

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

本校では、いじめ早期発見のために、アンケート調査、教育相談の実施、チェックリストの活用などを行います。

○アンケート調査＝年度内に6月、11月の2回実施する。

○教育相談＝全校一斉に10月に実施する。また、適時、児童の実態に合わせて個別の教育相談を実施する。

○保護者懇談会＝全校一斉に12月に実施する。家庭での児童の様子や変化を保護者と共有し、いじめの早期発見、対処に努める。

○チェックリストの活用＝適時、資料の「いじめ発見・見守りシート」を活用し、いじめの早期発見を行う。

6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- イ) いじめられた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保します。対策組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」※P12参照の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないように見守ります。
- ウ) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

(2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援

- ア) いじめられた児童から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- イ) いじめられた児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保します。
- ウ) 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーターなど外部専門家の協

力を得て対応します。

(3) いじめを行った児童への指導及び保護者への助言

ア) いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。

イ) いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。

ウ) 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

ア) いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。

イ) 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

7 いじめの解消

(1) いじめが「解消している」状態

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

ア) いじめられた児童へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が、継続していること。

イ) いじめられた児童本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた児童が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

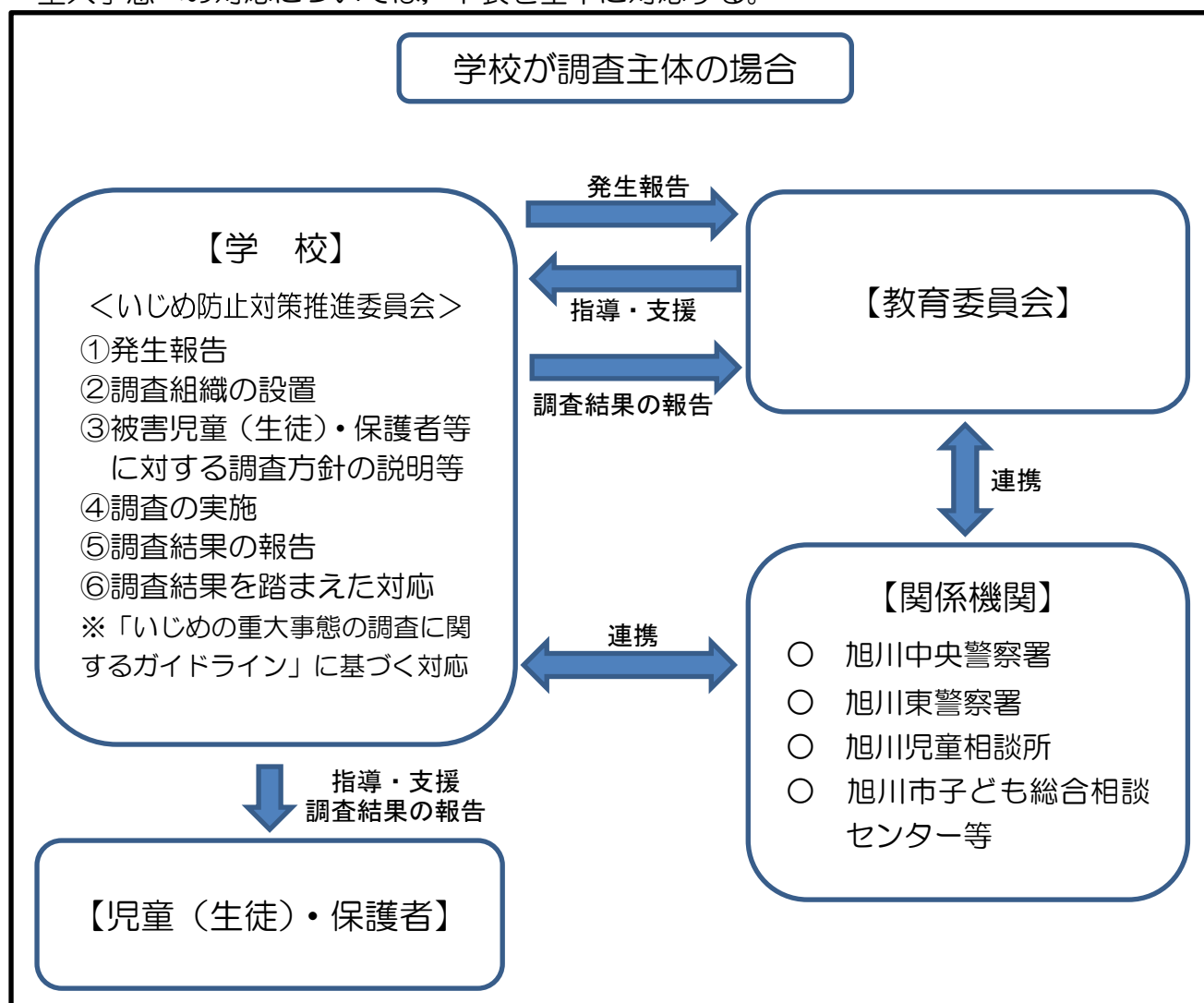
(2) 観察の継続

ア) いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」を活用するなど、児童や学級等の観察を注意深く続けます。

イ) いじめが解消していない段階では、いじめられた児童を徹底的に守り通し安全・安心を確保します。

8 いじめの重大事態への対応

重大事態への対応については、下表を基本に対応する。



9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

本校では、必要に応じて、保護者や地域住民の参画，スクールカウンセラー等外部専門家の活用，警察等の関係機関等と連携などを行う。（資料参照）

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処, 保護者との連携

本校では、インターネットを通じて行われいじめ防止に向けて、高学年において情報モラル教育実施を進める。

また、インターネットを通じて行われるいじめは、学校外で行われることが多いことから、保護者の役割等について、適時啓発を図っていく。

11 学校いじめ防止プログラム

具体的な指導内容や教職員の研修内容の年間計画となるよう整理した、「学校いじめ防止プログラム」（資料）を作成する。

12 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し

本校では、旭川市教育委員会が作成する「学校いじめ防止基本方針」の改定及び本校におけるいじめ防止等の取組状況を踏まえて、毎年度、「東町小学校 学校いじめ防止基本方針」の点検・見直しを図ります。

- 本校のいじめ防止対策推進委員会を中心に、PDCAサイクルにより、計画的に点検・見直しを図る。
- 本基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置付けるとともに、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめ防止等の取組の改善を図る。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

＜いじめの把握＞

- いじめを受けた児童や保護者
- 学級担任
- 児童アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

＜いじめの報告＞

- 把握者→（学級担任等）→生徒指導担当者→教頭→校長

いじめ防止対策推進委員会の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ防止対策推進委員会）】

- 事実関係の把握
- いじめ認知の判断
- 指導方針や指導方法の決定
- 対応チームの編成及び役割分担
- 全教職員による共通理解
- SCや関係機関との連携の検討

【教育委員会への報告】

【いじめ防止対策推進委員会による対処】

- いじめを受けた児童及び保護者への支援
- いじめを行った児童・生徒及び保護者への指導・助言
- 周囲の児童・生徒への指導
- スクールカウンセラーの派遣要請
- 関係機関への相談（教育委員会、旭川市子ども総合相談センター、旭川児童相談所、警察等）

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
学 校	□組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 □いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	□いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させる等、謝罪の気持ちを醸成させる。 □不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。	□いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 □自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	□家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 □今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	□迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 □保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う。	□当該児童及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

- | | | |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 原因の詳細な分析 <ul style="list-style-type: none"> □事実の整理、指導方針の再確認 □スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用 ○ 学校体制の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> □生徒指導体制の点検・改善 □教育相談体制の強化 □児童理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育内容及び指導方法の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> □児童の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の充実 □道徳の時間の充実等、児童の豊かな心を育てる指導の工夫 □分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭、地域との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> □教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開 □学校評価におけるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価 □児童のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成 |
|--|---|--|

いじめ発見・見守りシート

年 組 氏名

東町小学校いじめ防止対策推進委員会

朝の会・帰りの会	☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。 ☐ 顔色、雰囲気などが普段の様子と違う。 ☐ 表情がさえない、おどおどしている、うつむいていることが多い。 ☐ イライラして、物にあたる。
授業の開始時	☐ 一人遅れて教室に入る。 ☐ 泣いていたり、泣いたりした形跡がある。 ☐ 机の上や中が汚されている。 ☐ 机や椅子が乱雑にされている。 ☐ 周囲が何となくざわついている。 ☐ 座席が替わっている。
授業中	☐ 特定の児童の名前が何度も話題になる。 ☐ グループ分けや班活動で孤立しがちである。 ☐ 配付物がきちんと配られない。 ☐ 発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。 ☐ 冷たい視線が注がれる。 ☐ 教科書やノートに落書きされる。 ☐ 保健室に頻繁に行こうとする。
休み時間	☐ 職員室や保健室に頻繁に行く。 ☐ 先生の近くに居ることが多い。 ☐ 特定の児童を避ける動きが見られる。 ☐ 一人でぼつんとしている。 ☐ 特定の児童を囲むように児童が集まる。 ☐ 遊びでいつも苦しい立場に立たされる。 ☐ 格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。 ☐ 侮蔑の言葉が特定の児童に対して向けられる。 ☐ 集団でトイレに行って、なかなか出て来ない。
給食時	☐ 配膳すると嫌がられる。 ☐ 食べ物にいたずらされる。 ☐ 望まないおかずを多く盛られる。 ☐ 食べ物を他人に取られる。 ☐ グループから外れて一人で食べる。
清掃時	☐ 嫌な作業をいつもやらされる。 ☐ 最後まで一人で作業をやらされる。
放課後	☐ 急いで一人で帰る。 ☐ 先生に何か言いたそうにしている。 ☐ 他の児童の分まで荷物を持たされる。
その他	☐ 成績が急に下がる。 ☐ 服が汚れるなど、不自然な乱れがある。 ☐ 理由がはっきりしていないあざや傷がある。 ☐ 日記、作文、絵画、答案等に気になる表現や描写がある。 ☐ 持ち物に落書きされたり、靴や傘を隠されたりする。 ☐ 教室の壁や掲示物に、あだ名や悪口などを落書きされる。 ☐ 悪口を言われても、愛想笑いをする。 ☐ 人権を無視したようなあだ名を付けられる。

- ◆ 児童のささいな変化に気付き、気付いた情報は抱え込まず、学校いじめ対策組織において確実に共有し、速やかに対応を！
- ◆ 日常の児童とのふれあいを大切に！
- ◆ 気付いたことを、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）で付箋用紙等にメモして共有を図るなど、学校全体で早期発見を！

主 な 相 談 窓 口

◆旭川市子ども総合相談センター

<住 所>

〒070-0040 旭川市 10 条通 11 丁目

<電話番号>

代 表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506（こんにちはコール）

<受付時間>

月・木 8:45~20:00

火・水・金 8:45~17:15

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<住 所>

〒078-8502 旭川市宮前1条3丁目3番15号（旭川合同庁舎）

<電話番号>

0120-007-110（ゼロゼロなな の ひゃくとおばん）

<受付時間>

月～金 8:30~17:15

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<住 所>

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館8階

<電話番号>

0120-3882-56

<受付時間>

毎日24時間

◆少年相談110番（北海道警察本部）

<住 所>

〒060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

月～金 8:45~17:30

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合の良い日時をお知らせください。

旭川市立東町小学校

TEL 32-3296

がっこう ぼうし
学校いじめ防止プログラム

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
行事	・入学式	・運動会	・遠足 ・宿泊研修（5年）	・修学旅行（6年）	・芸術鑑賞	
いじめ防止 対策推進 委員会	東町小学校いじめ防止基本 方針改定作業 ※いじめ防止対策推進委員 会は随時開催	いじめ防止基本方針につい て校内研修	校内いじめ防止対策推進委 員会開催 C S会議での説明			アンケート①の経過確認 教育相談に向けて職員へ提 案
児童会活動	1年生を迎える会	屋外清掃 ハートフル東町（生活委員会）	あいさつ運動（児童会） あいさつ運動（生活委員会）	いじめをなくす活動（児童会）	屋外清掃（校外班）	全校遊び（児童会） 図書イベント（図書委員会） あいさつ運動（生活委員会）
低学年	元気にあいさつをしよう			じぶんからあいさつをしよう		
	ともだちといっしょに あそぼう	うんどう会にむけてが んばろう	アンケート① 教育相談①	しんせつはいいきもち （1年道徳 6月） やさしくできた （2年道徳 6月）		ともだちのよいところ をみつけよう
中学年	気持ちのよいあいさつをしよう			相手を見てあいさつをしよう		
	きまりある生活をしよ う	運動会に向けて力を合 わせてがんばろう	アンケート① 教育相談①	思いやりをもって （3年道徳 6月） ほんとうの親切 （4年道徳 9月）		自分や友達のよい所を 見つけよう
高学年	手本になるあいさつをしよう			気持ちの伝わるあいさつをしよう		
	一人一人の個性を認め よう	協力して運動会を成功 させよう	アンケート① 教育相談①	相手のための親切 （5年道徳 6月） 思いやりの心 （6年道徳 6月）	宿泊研修を計画しよう （5年生） 修学旅行を成功させよ う（6年生）	自分や友達のよい所を 見つけよう

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
行事	・学芸会 ・教育相談月間	・いじめ撲滅集会	・保護者懇談会	・スキー学習	・スキー学習 ・一日入学	・中学生学校訪問（小中連携） ・卒業式
委員会		いじめ防止対策推進委員会 開催 学校生活アンケート実施 学校評価（CS）	学校評価記入 （保護者・児童・教職員）	学校評価提示	学校評価を受けて改善策検討	
児童会活動	生活・学習向上月間 （Actサミットの取組） ※後期の児童会及び委員会主催の取組は未定	いじめ撲滅集会（児童会）			6年生を送る会（児童会）	
低学年	じぶんからあいさつをしよう		きもちのよいあいさつをしよう			
	だれとでもなかよく （1年道徳 10月）	アンケート②	ともだちをたくさんふやそう		アンケート②の経過確認	ありがとうともだち
	えこひいさしないで （2年道徳 10月）	教育相談②				
中学年	相手を見てあいさつをしよう		心をこめてあいさつをしよう			
	なかまをたいせつにすると は（3年道徳 11月）	アンケート②	相手の気持ちを考えてみよう		アンケート②の経過確認	みんなでお楽しみ会を きかくしよう
	分けへだてなく （4年道徳 11月）	教育相談②				
高学年	気持ちの伝わるあいさつをしよう		感謝の気持ちを伝えよう			
	公平と不公平 （5年道徳 9月）	アンケート②	人権って何だろう（グループ学習）		アンケート②の経過確認	みんなで卒業・進級しよう！
	いじめをたち切る勇氣 （6年道徳 11月）	教育相談②				